

- 効性に問題が生じ、失敗に終わった。
- 3 歳出入の均衡法、新規の予算措置や増額にたいして、同額の歳出カットが歳入増を計画上義務付ける財政規律法。
  - 4 歳出の上限規制をさす。
  - 5 以下、下院 5835 号に対する修正 871 を巡る議論は、議会資料 (lexis-nexis 経由取得) のディリーレコードに基づいている。
  - 6 共和党ディレイ議員の発言など。
  - 7 同様の主張は、民主党のバーネット、プライスら議員の発言にも共通したものがみられる。
  - 8 80 年代のレーガン政権下では第 1 期において最高限界税率の引き下げや資産性所得への優遇を含めた富裕層に恩恵の集中する減税政策が行われた。国際的に評価の高い 1986 年税制改革は、この減税政策の行き過ぎを是正するものではあったが、課税ベースの拡張により垂直的・水平的公平を図るものであり、最高限界税率はむしろ引き下げられた。さらに、税収中立の観点からネットでの増収は行われなかつたため、垂直的公平性の回復は限定的であったと評価できよう。
  - 9 修正 417 号に関する採択である投票番号 475 は次の形で結審した。賛成 227、反対 203、棄権 3。
  - 10 ただし、現実には 1995 年以降の景気回復期において広がった所得間格差とバブル経済の恩恵を税収に還元したのは高額所得者への課税強化=垂直的公平性の確保、であった。これは、アメリカ経済が以降経験するバブル循環との関係性から大きな意味を持ったといえよう。

#### 《参考文献》

- 井手英策 (2001) 「調和のとれた社会と財政 ソーシャル・キャピタル理論の財政分析への応用」『交響する社会「自律と調和」の政治経済学』ナカニシヤ出版。
- 井傭利宏 (2000) 『財政赤字の正しい考え方』東洋経済新報社。
- 大島通義 (1999) 「財政政策を形成する主役とその仕組み」『日本が直面する財政問題』八千代出版。
- 河音琢郎 (2006) 『アメリカの財政再建と予算過程』日本経済評論社。

- 加藤淳子 (2003) 「福祉国家の税収構造の比較研究」武智秀之編著『福祉国家のガヴァナンス』、ミネルヴァ書房。
- 小泉和重 (1999) 「アメリカの財政政策」『日本が直面する財政問題』八千代出版。
- 関口智 (2006) 「1990 年代の財政再建期における法人所得税制—連結納税・パートナーシップ・エンローンー」『アメリカの連邦財政』日本経済評論社。
- 待鳥聰史 (2003) 『財政再建と民主主義 アメリカ連邦議会の予算編成改革分析』有斐閣。
- 渡瀬義男 (2000) 「クリントン政権による財政再建と福祉改革」『財政再建と憲法理念：財政法叢書 16』龍星出版。
- Congressional Budget Office (1994) *An Economic Analysis of The Revenue Provision of OBRA-93*, Congressional Budget Office.
- (1997) *Reducing The Deficit: Spending and Revenue Option*, Congressional Budget Office.
- Howard, Christopher (1997) *The Hidden Welfare State*, Princeton University Press.
- Ide,Eisaku & Steinmo, Seven(2009)"The End of Strong State, on the Evaluation of Japanese Tax Policy " *The New Fiscal Sociology Comparative and Historical Perspective*, edited by Issac Martin, Ajay K. Mehrotra and Monica Prasad, Cambridge University Press.
- Toder, Eric (1999) "The Changing Composition of Tax Expenditures: 1980-99" *Proceedings of the Ninety-First Annual Conference on Taxation*.
- (2002)"Evaluating Tax Incentives as a Tool for Social and Economic Policy" In *Bad Break All Around: The Report of the Century Foundation Working Group on Tax Expenditures*, New York: The Century Foundation Press.
- Department of the Treasury Internal Revenue Service(<http://www.irs.gov/>)
- Government Printing Office, Budget of the United States Government(<http://www.gpoaccess.gov/usbudget/>)
- Lexis-Nexis (<https://www.lexisnexis.com/>)
- Tax Policy Center (<http://taxpolicycenter.org/>)
- United States House of Representative(<http://www.house.gov/>)

# 「ポスト・デモクラシー」論と 「戦後デモクラシー」の間

網谷 龍介

津田塾大学学芸学部教授

## デモクラシーの論じ方

デモクラシーの危機がいたるところで論じられている<sup>1</sup>。政治学者の著作に『民主主義のつくり方』『デモクラシーの擁護』といったタイトルが並ぶばかりでなく、批評家は「デモクラシー 2.0」を提唱し、哲学者が『来るべき民主主義』を論じる。そして論壇誌には「政党政治の憂鬱」「可能なる民主主義と投票」といった特集が踊る。どうやら、デモクラシーは抜き差しならない状況に追い込まれているらしい。

しかし、そもそも危機に陥っているものは何か。それはおそらく自由民主主義であるとか、代表制民主主義と名指しされるだろう。だが、そのような統治のあり方は、語の原義に立ち返れば「デモクラシー」ではない。アメリカの政治学者ダール (R. A. Dahl) が、「ポリアーキー」という造語を用いていたことを想起すれば十分であろう(ダール 1981; 空井 2009)。つまり、「デモクラシーの危機」は、それ自体ではありません内容の明確でない、単なる危機感の表明にすぎない。

### あみや りょうすけ

1968 年生。東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了。修士（法学）。専門分野は EU 政治、ドイツを中心とする比較政治。東京大学法学部助手、神戸大学大学院法学研究科助教授・教授、明治学院大学国際学部准教授・教授を経て、2011 年より現職。

著書に、『ヨーロッパのデモクラシー 改訂版』（共編著、ナカニシヤ出版、2014 年刊行予定）、『国境を越える政策実験・EU』（共著、東京大学出版会、2008 年）など。

実際、近代における「デモクラシー」の歴史において、それが「危機」の表象に伴われなかつたことがあるだろうか？20 世紀初頭であれば議会主義の危機、20 世紀前半にはテクノロジーや専門性の挑戦、第二次大戦後の安定期には「一次元社会」批判や「野党機能の衰退 (waning of opposition)」、さらに 1970 年代以降は「民主主義の統御可能性 (governability)」、「正統性危機」と、デモクラシーを取り巻く危機の修飾句は枚挙にいとまがない。この 100 年間以上危機に見舞われているにもかかわらず、なお崩壊していないとするならば、デモクラシーとはずいぶん強靭なものであるらしい。

ここから明らかになるのは、デモクラシーを論ずる際には、そこで名指されている「デモクラシー」の中身が何であるかを明らかにする必要がある、というごく簡単な作業の要請である。しかし、現在の多くのデモクラシー論においては、その作業が欠落している。とりわけ、第二次世界大戦後に西側諸国において一定の安定を見た「戦後デモクラシー」(馬場 1991) の実態については、政治学的な実証研究が進みつつあるにもかかわらず、多くの論者——ほとんどはそのような業績に接する機会の少ない人々である——は、それらに触れずに、一足飛びに「危機」を論じている。

本稿は、現在の民主主義「危機」論の中で一つの結節点の役割を果たしている、イギリスの社会学者クラウチ (C. Crouch) の著作『ポスト・デモクラシー』を手がかりに、戦後デモクラシーの「特殊性」を指摘し、われわれがなにを失いつつあるのか、ということについて、より明晰に認識する必要があることを主

張するものである<sup>2</sup>。

## 「ポスト・デモクラシー」とは何か

クラウチのポスト・デモクラシー論は、実証分析に従事している政治学者の目から見れば、必ずしも「デモクラシー」を論じたものには見えないかもしれない。というのも、同書の骨子は、戦後妥協を支えた「平等」の消滅にあるからである。

これが、かりに結果の「平等」、すなわち完全雇用と福祉国家を指すのであれば、このような規定を政治学者が受け入れることは不可能であろう。政治学者にとってのデモクラシーとは、第一義的には政治の形式であり、具体的には自由と参加の保障だからである。「平等」があるとすればそれは権利と機会の平等であり、実質を論ずるとしても、それは政治的市民権の実効的な確保という観点からのものになるはずである。

では、クラウチの言う「平等」が政治参加・影響力行使の機会という意味であるならばどうか。同書には確かに、ビジネスの影響力のみが高まっていくことへの批判的言明が多く見られる。この点は検討に値する問題である。というのも、前述のダールの『誰が統治するのか』(ダール 1988) に代表される、多元主義対エリート主義論争、あるいは 1970 ~ 80 年代の国家の資本への構造的依存(structural dependence) 論争、など、この主題は政治学分野でも繰り返し論じられているからである。現在の政治・社会変容を踏まえ、これを新たに検討する価値はあるだろう。ただし、その際留意すべき点が四つある。

第一に、ニューヘイブン市政の実証研究を行ったダールの著作が今も読まれているように、この点の検討は実証的に行われなければならない。すなわち、理論的に影響力に差異が生じる可能性が示されるだけでは不十分であり、実際にどのような差異があるのかは具体的に示されなければならない。

第二に、その際、政策アウトプットがビジネスに有利な変化を示しているという事実から、影響力の増減を論じるのは短絡である。人々の政策選好が変化したり、あるいは再分配政策を望む社会集団の大き

さが減った結果として政策変化が起きたのであれば、それは政治構造や制度の変化ということは出来ない。無論、選好変化それ自体が権力作用の結果であるという、三次元的権力觀を採用することは可能だが、それを実証的に示す手段が必要である。

第三に、影響力と制度のバイアスは区別される必要がある。ある社会階層の影響力が事実として高いとしても、それが前政治的な資源の多寡による場合と、政治制度の作用による場合とでは、デモクラシー論における意味は異なる。

そして最後に、単に資本またはエリートに有利な制度バイアスがあるというだけでは不十分である。戦後デモクラシーの安定期(1950 年代後半～60 年代前半)と比較してそのバイアスが強まったということが示されなければ、「ポスト」という接頭辞を使う意味はないだろう。

このように見てきたとき、クラウチの議論は、政策アウトプットの変化と、影響力行使のチャネルに関し例示を行うことで、第二と第三の論点を軸に問題提起を行ったものといえる。この問題提起の適否についてはさらなる検討を待つしかないであろう。

しかし、第四の点については論証が著しく不足している。すなわち、戦後デモクラシーがどのように機能していたか、という点については明確なイメージが提示されておらず、「失われた古きよき世界」という以上の内実がない。この点は、戦後西側世界におけるデモクラシーが、ある種の「後退」と引き換えに安定を獲得したものであり、同時代的には「堕落」「衰退」の相の下に語られてきたことを考えると極めて奇妙である。すでに触れたように、ドイツからアメリカに亡命した政治学者キルヒハイマー(O. Kirchheimer)は 1957 年には「野党の衰退」を公刊している(Kirchheimer 1957)。それを想起するだけでも、クラウチが回顧する戦後デモクラシーがいかに限定的なものであるかは明らかだろう。

つまり、「ポスト・デモクラシー」を論じるにあたって必要なのは、「戦後デモクラシー」をデモクラシー論として正面から論じることである。それなしに「ポスト」を論じることは出来ない。またそれは、「福祉国家」「ケインズ主義」を論じることとも全く異なる。それらは、

政府による生活保障機能や経済運営機能を指すものであり、権威主義的体制の下で同種のメカニズムを持つことが少なくとも論理的には可能だからである。論じられるべきは、「人民の自己統治」というイメージを根幹に持つ政治体制としてのデモクラシーが、どの程度実現されていたか、である。

これは、戦後デモクラシー自身が回避してきた問いでもある。戦間期には、自由民主主義の政治メカニズムとしての正統性は、様々な方向から疑問に付されていた。そのことが体制の崩壊を容易にする一因であつたことは疑いない。これを受けて成立した戦後デモクラシーは、結果から見れば、大衆政治の下での自由民主主義の原理的な正統化可能性の問題を棚上げにし、それを経済・生活保障パフォーマンスによって補ってきたものに過ぎないからである。

例えば、強い党議拘束能力を持つ政党は、個人の政治参加の権利を出発点としたときどのように正統化されるのだろうか？また、労使の経済団体がマクロ経済レヴェルの政策協調を政府とともにフォーマルな制度の外で行うことは、なぜ許されるのであろうか？この点、最終的な決定権はなお政党政治に残されており、両者は相互補完関係にあるというが模範解答であろうが（レームブルッフ 1984）、最終決定権さえあればよいというのであれば、EUの民主性問題なども生じないのであろう。

しかし、ポスト・デモクラシーのみならず政治の消失が問題化する現在、現実に存在していたデモクラシーの内実が、政治固有の次元でどのような性格を持っていたか、という点を回避することは適切ではない。その点の検証なしには、「社会国家の危機」「ケインズ主義の終焉」のいずれとも異なる「ポスト・デモクラシー」として現状を位置づける意味は薄れるだろう。

## 「階級間均衡」としてのデモクラシー

ここまで議論は、「ポスト・デモクラシー」という仮説を検証する上で、デモクラシーを政治過程の形式と考える立場からの読みの可能性を示すものであった。しかし同書には別の読み方もありうる。

もう一つの読み方は、クラウチにとってのデモクラシーとは何か、という点から出発する方法である。実は、この点について考えるとき、これまでの行論が的外れである可能性が排除できない。つまり、クラウチにとってのデモクラシーは、政治の形式に関する概念ではなく、実質に関する概念である可能性がある。その実質とはなにか。それは、シュミッター（Ph. C. Schmitter）やレームブルッフ（G. Lehmbruch）などコーコーポラティズム論第一世代が時に引用するフレーズを用いれば、「階級諸力の均衡」であるというのがここでの仮説である。

ダールのポリアーキー論を基礎として、政治過程に関する形式としてのデモクラシーを中心に問論じた前節のような議論ではなく、クラウチが意図したことは、階級間のパワーバランスが崩れたことの指摘にあるのかもしれない。実際、新たな中間層の政治的自意識の欠如を論じた箇所は、「階級」としての対自性を彼らが獲得できずにいることへの批判であり、その結果階級間均衡としてのデモクラシーの基礎が掘り崩されていることへの苛立ちとも読める。

このようなイメージは、政治学者ならざるクラウチのデモクラシーに対する無理解といえるかもしれない。しかし、ヨーロッパ政党政治研究の主導的存在であったバルトリーニ（S. Bartolini）やメア（P. Mair）にも、形式的な競合ではなくむしろ実質的な社会統合を戦後デモクラシーの構成要素と考えている節がある。そう考えるとき、少なくとも戦後西ヨーロッパのデモクラシーを、「ポリアーキー」とその核たるエリート間競合から考えるのではなく、階級間均衡として考えるアプローチがありうるのではないかだろうか。

この仮説に立つならば、戦後体制の位置づけにも異なった解釈の可能性がある。つまり、西欧の戦後デモクラシーの達成は、19世紀から引き継いできた個人を基礎とする政治観や、競合と多数決を中心とするデモクラシー論、あるいは人民・民族の一般意思を構築しようとする議論から離れて、階級単位の均衡をもたらすメカニズムとして「デモクラシー」を位置づけなおすところにあったのではないだろうか。自由民主主義が戦間期の危機を経て戦後に安定を見出したのではなく、個人を基礎とする自由民主主義に

代えて諸集団の包摂的均衡のメカニズムが構築されたのである。そう考えたとき、重点は、競合や制度的なチェック・アンド・バランスではなく、社会の諸集団をそれとして包含 (include) し、統合 (integrate) することへ移る。そのための道具として、コーポラティズムや組織政党間の連合政治が用いられたのである。ここでは、大連合や階級協調は例外というよりも常態=規範 (norm) となる。

ここで政治学的にすぐさま想起されるのは、レイプハルト (A. Lijphart) の多極共存デモクラシー論であり、さらにはレームブルップが自らの学問的道程を振り返って「非多数決型デモクラシーの探求」としたことである (Lehmbruch 1997)。しかし彼らにおいても、デモクラシーや決定方式の多様性の発見がデモクラシー論としてどのような意味を持つのかは、必ずしも明確ではない。例えばレイプハルトの『多元社会のデモクラシー』における多極共存モデルの位置づけは、分断の厳しい社会においてデモクラシーを維持するためのセカンドベストの解、であるかのように読める (レイプハルト 1979)。また、近年の『民主主義対民主主義』での議論は、合意型民主制を「より穏和な (benign)」デモクラシーとするにあたって、その社会経済政策上のパフォーマンスを評価しているようである (レイプハルト 2005)。レームブルップにおいても、デモクラシーの運営における別の型を提示する意図はあるにせよ、その理論的・規範的基礎付けは乏しい。

つまり、彼らにとってのデモクラシーとは、まずもつて階級間均衡と集団を基礎とする社会統合だったのではないか。この点は、「階級諸力の均衡」を唱えたオーストリアの社会主義者バウアー (O. Bauer) 周辺の議論を瞥見するとき、一定の基礎を見出すことが出来る。例えばワイマール期に社民系労働法学者であったフレンケル (E. Fraenkel) は「集団的民主政の拡充によって議会不信 (Parlamentsverdrossenheit) は克服されうる。というのもすなわち、人々が票を投じるその瞬間ににおいてのみ国家意思の形成に参加するのではなく、自らの組織を通じて常に現実の国家の統合過程に参与するからである」 (Fraenkel 1929/1999) と述べている。またバウナーと並ぶ戦間

期オーストリア社民党の指導者レンナーが、「機能的民主制」を唱えたことも良く知られている。このような実体的イメージを、アメリカ起源の多元主義的民主制論の文脈に載せるために示されたのが、レイプハルトやレームブルップの正当化の言説ではないかとも思われる。

## 「均衡」は失われても「デモクラシー」は残る？

このように考えると、「ポスト・デモクラシー」にも一定のリアリティがある。階級間均衡は失われてしまったのである。なぜだろうか。それは、おそらくグローバル化や経済思潮の変化によるものではない。むしろ、「デモクラシー」を支えていた集団の融解と、「個人」の析出 (Individualisierung) によるものだろう。この傾向に対し、政治家・政党が集団に依存せずに選挙戦に勝利しようと、資源の投入先を組織からメディア・イメージ戦略へ変更することで、集団の融解傾向は加速される。

ではこの状況の下で、どのような「デモクラシー」の展望がありうるのだろうか。一つ目のシナリオは、「個人」を基礎とするデモクラシーを構築すること、言い換れば多元主義的民主制への変容である。このシナリオの下では、市民は階級や宗派など特定の集団を通じて固定的に代表されるものではなくなり、複数の自己の属性の中から選挙毎に依拠するアイデンティティを構築するような、多様で流動的な存在となる。このシナリオの下では、どれほどデモクラシーが保障されようと、階級間均衡が再生される保証はない。形式としてのデモクラシーは存続し、そこで競合は高まるが、クラウチが惜しみ戦後デモクラシーの達成物が維持されるとは限らない。

とりわけ、このような状況の下で、「政党」にどのような地位を割り当てることができるのかは、未だ判然としない。議会制民主主義の下での政党の役割に関するわれわれのイメージは、戦後ヨーロッパにおいて展開された、組織政党政治に強く影響をうけている。しかし上で素描したのは、そのような政党の形態が崩れつつあることである。

実際ヨーロッパにおいては、政党の継続性そのものが揺らいでいる。2006年オランダの下院選挙においては、上位の二政党を合わせても議席の過半数に至らないという驚くべき状況が生じたが、これは例外に終わらなかつた。同国の2010年の選挙ではさらに上位二党の合計は40%ほどとなつていて。オランダには得票率によるハードルが存在しない、という選挙制度上の要因を指摘する向きもあるかもしれない。しかしそのハードルが存在するチェコにおいて、2013年10月の選挙では、上位二政党の合計は200議席中97議席に過ぎず、しかも得票率では39.1%である。数年前にイギリスの著名なヨーロッパ専門家であるアッシュ（T. G. Ash）は「我々の政党が存在しなかつたら、わざわざそれを発明する必要があるのか？」という挑発的なコメントを寄せているが、それも我々の観念する「政党政治」が歴史的要因に依存していることを示すものである。

その際に、現在のコンテクストでもっとも問題となると思われるのは、事前の政策コントロールばかりか、事後的なアカウンタビリティすら成立しにくくなることである<sup>3</sup>。すなわち、政権選択型デモクラシーは「失敗した政党を罰する」というメカニズムを通じて、選挙民による政治世界のコントロールを図るものである。しかし、選挙ごとに異なる政党が現れて「罰する」対象がなくなるとしたらどうなるだろうか？あるいは、政党が選挙民の選好変化に応じて、フレキシブルに政策位置を変更したらどうであろうか？これらは想像上の出来事ではなく、「しがらみ」の少ない旧東欧圏のいくつかのデモクラシーにおいて起こりつつあることでもある（藤嶋・成廣2013、成廣・中田2013）。

もう一つのシナリオは、集団の実質が失われたとしてもなお、階級間均衡を基礎とする政治の形式を維持発展させていくことである（Cohen and Rogers 1992; Baccaro 2006）。このシナリオを維持するためには、社会の多様化にあわせ、包摂・統合を行う団体の対象を拡大する必要があり、また妥協を形成するためのフォーラムもより多く設置されなければならない。階級間均衡をステイクホルダー間均衡へ移行させていく試みである。このシナリオが成功する場合には、階級間均衡としての戦後デモクラシーを、新し

い環境に適応したよりフレキシブルな枠組みへと変容させ、戦後デモクラシーの達成物を一定程度維持することが可能かもしれない。

しかしこのシナリオの最大の難点は、これを新たな「デモクラシー」と呼ぶことが困難な点にある。階級間均衡が曲がりなりにもデモクラシーであったのは、「労働者」「農民」「カトリック」といった特定の属性に基づいてであったとしても、それが市民を不可分(individual)の一人の人間として統合する枠組みであったことによる。しかし、市民の多様な属性に対応する多様なフォーラムを通じて達成される統合は、個々人の持つ賭け金(stake)を、あるいは個々人の役割のうちの一つだけを統合するものに過ぎない。個人を多様なフォーラムを通じて統合するシナリオは、政治的に見たときには、個人をさまざまなstakeの束へと解消することを意味する（Ladeur 1994）。そこで達成されるのは、いわゆるシステム統合であり、別の言い方をすれば参加型のグッド・ガヴァナンスにすぎない。それは、いくら足し合わせたところでデモクラシーとイコールにはならない。

その隙間に生じたストレスが、残されたデモクラシーのチャネルである選挙政治を通じて表出されるとき、結果として行われる政策は、個々の政策フォーラムにおける政策進化とは対立するものとなるかもしれない。またそこでは、選挙政治・政党間対立は社会の問題・対立軸を集約的に表現する場としての意味を減じ、選挙政治内部の競合ロジックによって動くものとなるだろう。このようなとき、象徴的意味においても、政治は社会の管制高地（cf. 川崎2010）の座から下りざるを得なくなるだろう。

## デモクラシーについて精密に語ることの必要性

このように、我々が現在危機に瀕していると考えている「デモクラシー」というものの内実が、ある特定の社会編成に基づいた歴史的妥協であつて、学問としての政治学が主として扱うような、政治的決定の「形式」ではないとするならば、「デモクラシー」の危機からの脱出を政治の次元にのみ求めることが可能で

あるとは限らない。ましてや、個々の政治家や政党の在り方のみに責を帰してすむものではないだろう。

必要なのは、デモクラシーという言葉にわれわれがどのような根源的価値を託しているのか (cf. Schmitter 1983)、その価値はこれまでどのような制度を通じて実現してきたのか、そしてそれはどのように現在機能しているのか、機能していないとすればなぜか、といった問題を、一つ一つ精密に考えることである。そうすることで初めて、われわれが失ったものが（あるとすれば）何なのかを明確に意識することができる。そして、何が復元可能であり、何が不可能であるのかも明らかになるだろう。■

### 《注》

- 1 実証研究に基づいた概観として Merkel (2013) は有益である。
- 2 本稿は、網谷・伊藤・成廣 (2014) および、日本学術振興会科学研究費補助金基盤 B 「ヨーロッパにおける政党競合構造の変容と政党戦略」(課題番号 21330034、研究代表者網谷龍介) の研究成果を基礎としている。なお後者の研究成果は単行書としての刊行を準備中である。簡単な成果報告は以下を参照されたい。<http://kaken.nii.ac.jp/pdf/2011/seika/C-19/32642/21330035seika.pdf>  
なお、本稿の原型は、2008 年 4 月に開催された国際シンポジウム「ポストデモクラシーを超えて——グローバリゼーション時代における社会民主主義の可能性」へのコメント準備に際して着想された。コーディネータの山口二郎先生に御礼申し上げる。
- 3 組織の形態が時間的持続性や争点の性格とどう関係するかについて、Kitschelt (1993) を参照。

### 《参考文献》

- 網谷龍介・伊藤武・成廣孝編 (2014 刊行予定) 『ヨーロッパのデモクラシー 改訂版』ナカニシヤ出版。
- Ash, Timothy Garton (2007) 'If Our Political Parties Did Not Exist, Would We Ever Need to Invent Them?' *The Guardian*, 25 October 2007.
- Baccaro, Lucio (2006) 'Civil Society Meets the State: Towards Associational Democracy?.' *Socio-Economic Review*, 4 (2) : 185-208.
- 馬場康雄 (1991) 「『安定』から『革新』へ—『戦後デモクラシー』研究の結びにあたって」、犬童一男・山口定・馬場康雄・高橋進編『戦後デモクラシーの変容』岩波書店。
- Cohen, Joshua and Rogers, Joel (1992) 'Secondary Associations and Democratic Governance.' *Politics and Society*, 20 (4) : 393-472.
- クラウチ、コリン (2007) 『ポスト・デモクラシー』青灯社。
- ダール、ロバート・A. (1981) 『ポリアーキー』三一書房。

----- (1988) 『統治するのはだれか—アメリカの一都市における民主主義と権力』行人社。

Fraenkel, Ernst (1929/1999) *Kollektive Demokratie*. In: Idem., *Gesammelte Schriften*, Band 1. Baden-Baden: Nomos.

藤嶋亮・成廣孝 (2013) 「政党間競合と有権者の選好分布：ルーマニアとブルガリアの事例」日本比較政治学会第 16 回大会報告ペイパー。

川崎修 (2010) 『「政治的なるもの」の行方』岩波書店。

Kirchheimer, Otto (1957) 'The Waning of Opposition in Parliamentary Regimes.' *Social Research*, 24 (2) : 127-156.

Kitschelt, Herbert (1993) 'Social Movements, Political Parties, and Democratic Theory.' *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 528:13-29.

Ladeur, Karl-Heinz (1994) Auflösung des Subjekts in der differentiellen Bewegung der Funktionssysteme?, *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie*, 80 (3) : 407-425.

レームブルップ、ゲルハルト (1984) 「リベラルコープラティズムと政党政治」 Ph.C. シュミッター／G. レームブルップ編『現代コープラティズム I—団体統合主義の政治とその理論—』木鐸社。

Lehmbruch, Gerhard (1997) 'Exploring Non-Majoritarian Democracy.' In: Daalder, Hans, ed. *Comparative European Politics: The Story of a Profession*. London: Pinter.

レイプハルト、アーレント (1979) 『多元社会のデモクラシー』三一書房。

レイプハルト、アーレンド (2005) 『民主主義対民主主義—多数決型とコンセンサス型の 36ヶ国比較研究』勁草書房。

Merkel, Wolfgang 2013. Is there a Crisis of Democracy: Can We Answer the Question? Paper prepared for the 2013 Annual Meeting of the American Political Science Association.

中田瑞穂 (2013) 「政党と政党競合構造の変容」未公刊草稿、科学研究費補助金研究「ヨーロッパにおける政党競合構造の変容と政党戦略」。

成廣孝・中田瑞穂 (2013) 「東中欧における新党：政党システム、連合政権への影響を中心に」日本比較政治学会第 16 回大会報告ペイパー。

Schmitter, Philippe C. (1983) 'Democratic Theory and Neocorporatist Practice.' *Social Research*, 50 (4) : 885-928.

空井護 (2008) 「エリート競争デモクラシー—デモクラシー・モデルの複数性」辻康夫・松浦正孝・宮本太郎編『政治学のエッセンシャルズ—視点と争点』北海道大学出版会、65-80 頁。

----- (2009) 「ロバート・A・ダールの敗北について」『法学』(東北大)、72 (6) : 989-1022。

書

評

## 坪郷 實著『脱原発とエネルギー政策の転換—ドイツの事例から—』

(2013年10月 明石書店)

評者：アンドリュー・デウィット（立教大学経済学部教授）

本書は、日本や各国でドイツの政策が失敗したかのような誤った解釈が流れる中で、ドイツの事例をリアリティベースで捕捉している。また地方自治体や市民団体の政治経済学的な役割に着目していることにも評価したい。この書評では、同書の各所を評価しつつ、触れられていない部分を補足していきたい。

ドイツの現状は、日本だけではなく世界のエネルギー転換論にどれほど重要となっているか、主流メディアに載る誤解や嘘の量でも分かる。英「エコノミスト」誌や「ビジネスウイーク」さえも、3・11後に脱原発を決定したドイツが石炭火力発電所に依存し、再生可能エネルギー（以下に「再エネ」）によるエネルギー転換したかのようなことを大々的に報じている。だが米ロッキーマウンテン研究所のエイモリー・ロビンス博士も言うように、石炭火力発電所は7年前に完成していたものであり、大規模なエネルギー転換を進める方針に変わりがない。またドイツはフランスから電力を輸入しているという誤った議論を聞くが、本書（119～124頁）で今も電力輸出国であると確認できる。

さらに固定価格買取制度の賦課金の上昇等への批判が日本国内外のメディアでも見られるが、むしろ逆である。固定価格買取制度導入後、ドイツの鉱物資源の輸入が低下（2010年に60億ユーロほどの額）するとともに市民出資による再エネ共同組合の数が2001年の66団体から2011年の586団体に増加した。その上、再エネの雇用も2004年の16万500人から2011年の38万1600人までに膨らんだし、再エネの普及によって従来型のコストが高い原発や火力発電所からの「電力の供給を低下させ、取引市場における電力価格を低下させる結果をもつ」（92頁）。この事実は上記に言及した誤った議論の要因の一つであろう。

実際は再エネにあまり投資しなかった欧州の電力大手の株価は最近の数年で半額となった。流行りの批判は、創造的破壊でかなりの痛みを受けた既得権の悲鳴ではないだろうか。

脱原発と  
エネルギー政策の転換  
—ドイツの事例から—

坪郷 實

### 第14章（174～

185頁）では日本の脱原発を中心とした環境・エネルギーに関する政策や現状について言及されている。この中で飯田市や生活クラブ生協の取り組み、あるいは千葉大とISEPが行っているエネルギー100%自治体について調査した永続地帯について指摘がなされている。これ自体は評価すべきことだが、一方で、加えられる部分もある。例えば、福島県が自然エネルギーを2040年に再エネ100%を掲げていることや、京都市が脱原発条例を定めたこと、あるいは徳島県で進む地域主導型の再エネ事業についてである。同時に住民主導型の事例も小田原市や福島県、山口県等でも拡大する動きが見られる。

本稿では指摘されていない大きな点として、情報通信技術（ICT）と再エネや省エネの融合である。全国の11カ所で展開する積水ハウスの「スマートタウン」プロジェクトの中で、仙台市周辺にある明石台プロジェクトでは、町全体で発電する電力量は電力消費量の約1.7倍と大幅に上回っている。また三菱商事の「ふなばし森のシティ」が2013年11月にワールドスマートシティ・アワード賞を受賞している。他にも大和ハウスやトヨタなどが進める民間企業の実例も注目すべきだ。このように、発電・送電・蓄電の各分野で大きなイノベーションは既に起きている。

（著者の坪郷實氏は早稲田大学教授）